# 熊本県公報

第１１６００号
平成19年9月14日（金）
（毎週　月・水・金発行）


目　次


告　示
○港湾施設の概要……（港　湾　課）1
○指定居宅サービス事業所の指定……（高齢者支援総室）5
○指定介護予防サービス事業所の指定……（　〃　）5
○指定居宅介護支援事業所の指定……（　〃　）5
○保安林の指定施業要件の変更……（森林保全課）5
○　〃　……（　〃　）5
○　〃　……（　〃　）6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂　防　課）6
○道路の区域変更……（道路保全課）7
○　〃　……（　〃　）8
○　〃　……（　〃　）8
○道路の供用開始……（　〃　）9
○　〃　……（　〃　）9
○　〃　……（　〃　）9
○指定居宅サービス事業所の廃止の届出……（高齢者支援総室）10
○指定居宅介護支援事業所の廃止の届出……（　〃　）12
○指定介護予防サービス事業所の廃止の届出……（　〃　）12
○保安林の指定……（森林保全課）14
公　告
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……（商工政策課）14
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……（　〃　）14
○　〃　……（　〃　）15
○　〃　……（　〃　）15
○平成19年度製菓衛生師試験の実施……（健康危機管理課）16
○肥料登録有効期間更新……（農業技術課）17
○平成19年度地籍調査事業に関する計画変更……（農村整備課）18
○蛍光X線分析回析装置の調達にかかる一般競争入札の実施……（管理調達課）18
○土地改良区役員の退任及び就任……（農村計画・技術管理課）20
正　誤
○平成19年6月27日付け熊本県公報第11567号中……（健康危機管理課）21


## 告　示

**熊本県告示第765号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　港湾名　本渡港
2　所　在　天草市東町74-21及び98-4並びに74-21及び98-4に接する無番地
3　概　要

| 番号 | 種類 | 数量及び能力（構造） |
|---|---|---|
| ① | 港湾施設用地 | 面積907平方メートル |
| ② | 港湾施設用地 | 面積3,661平方メートル |
| ③ | 航路 | 延長90メートル、幅員20メートル<br>水深マイナス2メートル |
| ④ | 泊地 | 面積6,070平方メートル |

| | | |
|---|---|---|
| | | 水深マイナス2メートル |
| ⑤ | 防波堤 | 延長76メートル<br>天端高5.2メートル |
| ⑥ | 防波堤 | 延長60メートル<br>天端高5.2メートル |
| ⑦ | 防波堤 | 延長40メートル<br>天端高6.2メートル |
| ⑧ | 護岸 | 延長20メートル<br>天端高6.2メートル |
| ⑨ | 護岸 | 延長19メートル<br>天端高5.2メートル |
| ⑩ | 護岸 | 延長93メートル<br>天端高5.2メートル |
| ⑪ | 物揚場 | 延長30メートル<br>水深マイナス2メートル |
| ⑫ | 物揚場 | 延長85メートル<br>水深マイナス2メートル |
| ⑬ | 船揚場 | 延長10メートル<br>水深マイナス2メートル |

4　位置図

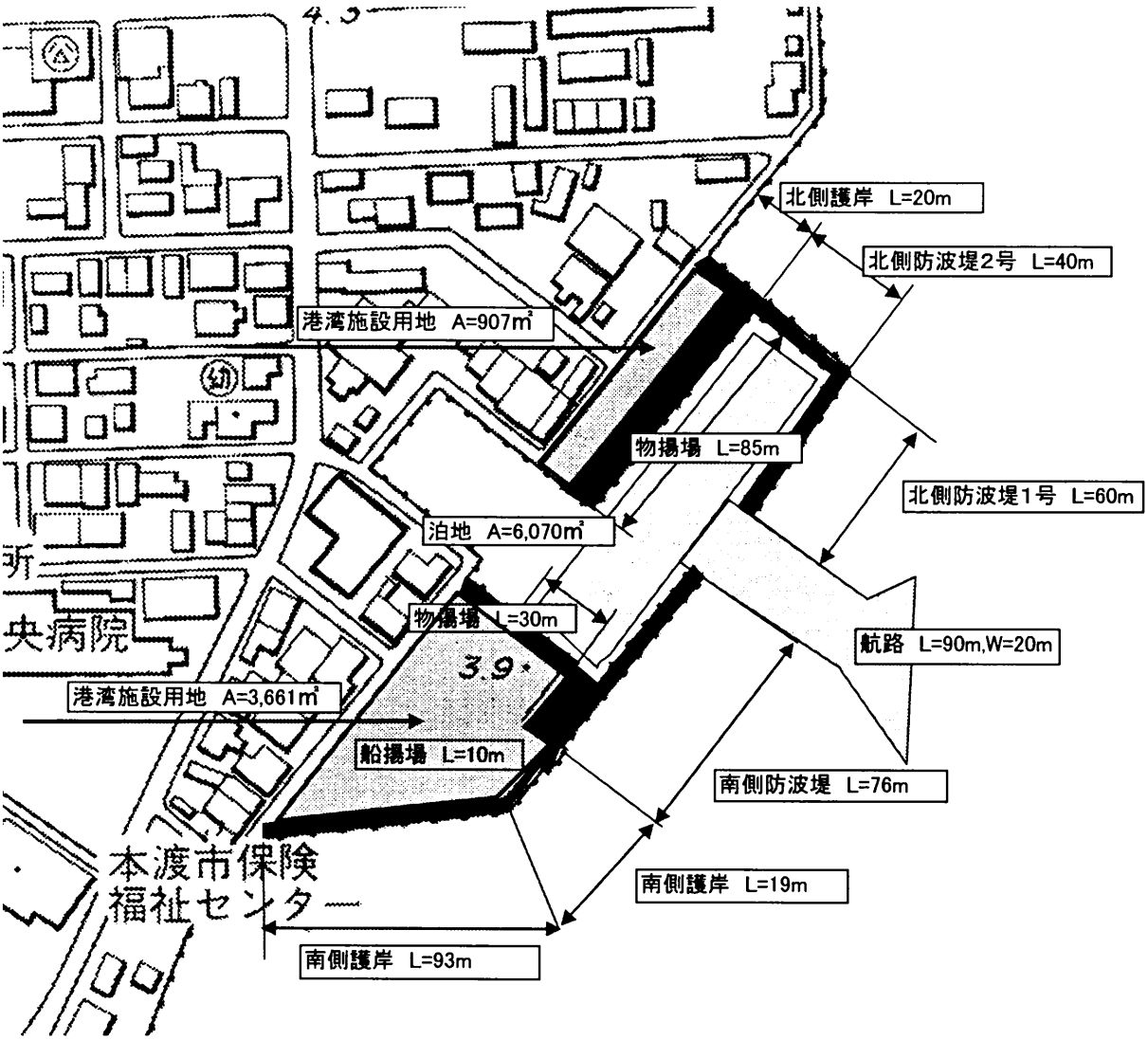

1　港湾名　本渡港
2　所　在　天草市太田町 2-7 及び 2-8
3　概　要

| 番号 | 種類 | 数量及び能力（構造） |
|---|---|---|
| ① | 港湾施設用地 | 面積 263 平方メートル |
| ② | 港湾施設用地 | 面積 2,187 平方メートル |

4　位置図

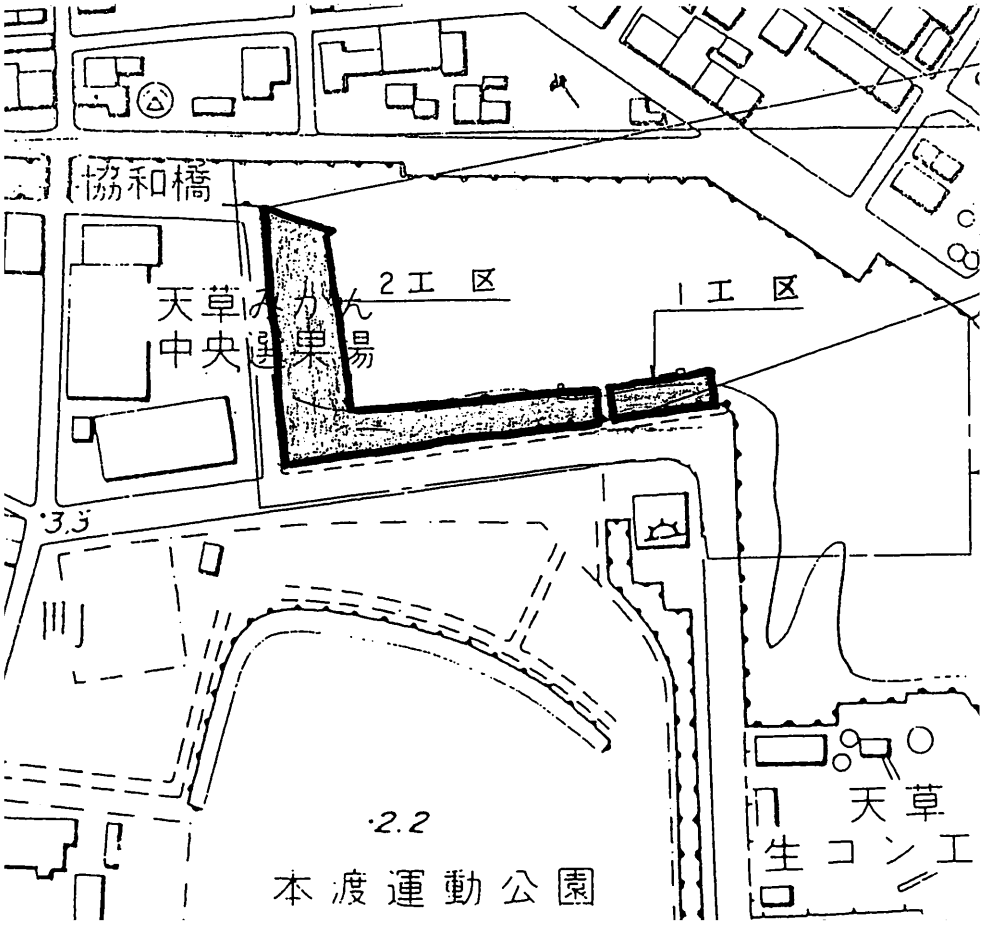


1　港湾名　富岡港
2　所　在　天草郡苓北町字新堀 2246-16 及び 2246-22
3　概　要

| 番号 | 種類 | 数量及び能力（構造） |
|---|---|---|
| ① | 緑地 | 面積 3,000 平方メートル |

4　位置図

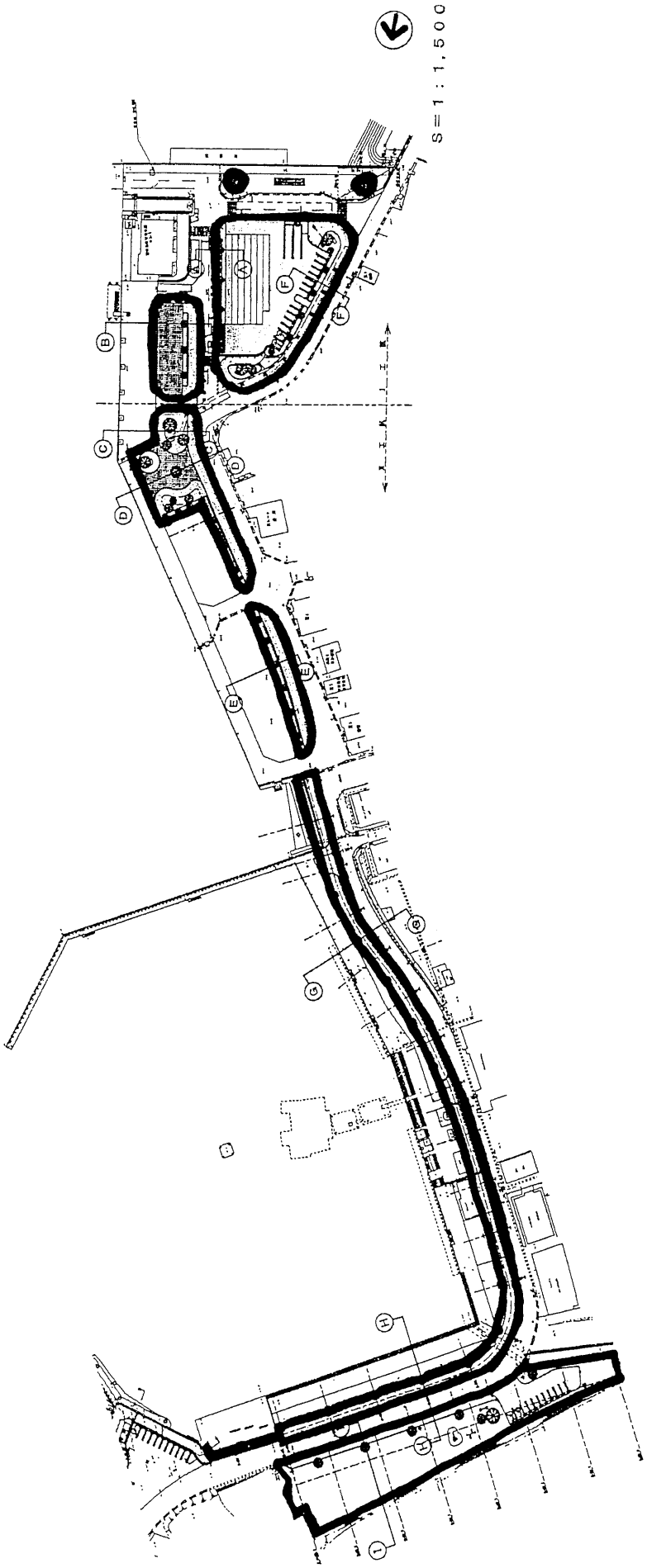
S＝1：1,500

**熊本県告示第766号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| デイサービス康寿苑スマイル西<br>上益城郡嘉島町上島1963番地 | 社会福祉法人嘉悠会 | 平成19年8月30日 |

**熊本県告示第767号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【介護予防通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| デイサービス康寿苑スマイル西<br>上益城郡嘉島町上島1963番地 | 社会福祉法人嘉悠会 | 平成19年8月30日 |

**熊本県告示第768号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| ケアプランセンター有隣<br>合志市野々島東原4414番地17 | 医療法人慈愛会 | 平成19年9月4日 |

**熊本県告示第769号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林の所在場所　熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的　公衆の保健
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
菊池市（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第770号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林の所在場所　熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的　水源のかん養
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**熊本県告示第771号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林の所在場所　熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的　公衆の保健
3　指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**熊本県告示第772号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　新所地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡　市 | 町　村 | 大　字 | 字 | 番　　地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 阿蘇郡 | 南阿蘇村 | 立　野 | 新　所 | 1227-1地先（水路） |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1249 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 東新所 | 1058 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1128地先（道路） |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1176-1 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1173地先（道路） |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1154 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1159-1地先（道路） |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1149地先（道路） |
| 10 | 〃 | 〃 | 〃 | 新　所 | 1204 |
| 11 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1212-2 |

2　千滝地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡　市 | 町　村 | | 字 | 番　　地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 上益城郡 | 山都町 | 千　滝 | 下　瀧 | 467-1 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 柚木田 | 547 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 筒井ノ迫 | 528 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 480-1 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 下　瀧 | 472-1 |

3　柿平地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡　市 | 町　村 | 大　字 | 字 | 番　　地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 上益城郡 | 山都町 | 大　平 | 柿　平 | 1759 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1754 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1712-4地先（道路） |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1955地先（道路） |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1712-23 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 10 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1712-8 |
| 11 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1712-5 |
| 12 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

4　六谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡　市 | 町　村 | 大　字 | 字 | 番　　地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 上益城郡 | 甲佐町 | 上早川 | 長　田 | 4634-1地先（道路） |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4637-1地先（道路） |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4638-1地先（道路） |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4644-2地先（道路） |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4642-2地先（水路） |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4639 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4640 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4635 |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4634-1 |

5　赤松地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱5号と標柱11号を結んだ線と標柱11号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱5号を平成15年3月31日熊本県告示第343号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡　市 | 町　村 | 大　字 | 字 | 番　　地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 八代市 | 二見赤松町 | | 赤　松 | 187 |
| 11 | 〃 | 〃 | | 〃 | 172 |
| 12 | 〃 | 〃 | | 〃 | 〃 |
| 13 | 〃 | 〃 | | 〃 | 173 |
| 14 | 〃 | 〃 | | 〃 | 24 |
| 15 | 〃 | 〃 | | 〃 | 26-2 |
| 16 | 〃 | 〃 | | 〃 | 162 |

---

**熊本県告示第773号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要地方道 | 矢部阿蘇公園線 | 上益城郡山都町黒川字石原 857番4地先から | 前 | 4.0 ～ 25.0 | 865.9 | 緊道整 |
| | | 同町黒川字中原 570番1地先まで | 後 | 4.0 ～ 25.0 | 865.9 | |
| | | | | 8.0 ～ 79.0 | 803.0 | |

２　区域を変更する期日　平成19年9月14日

---

**熊本県告示第774号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般県道 | 六嘉秋津新町線 | 上益城郡嘉島町大字井寺字古閑鶴 3119番1地先から | 前 | 10.5 ～ 18.5 | 27.0 | 歩道工事 |
| | | 同町大字下六嘉字牧 3089番2地先まで | 後 | 11.0 ～ 18.5 | 27.0 | |

２　区域を変更する期日　平成19年9月14日

---

**熊本県告示第775号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成19年9月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般県道 | 小池竜田線 | 熊本市御領八丁目 132番1地先から | 前 | 13.0 ～ 20.0 | 30.0 | 開発行為に伴う道路後退部の寄付 |
| | | 同所 132番1地先まで | 後 | 13.2 ～ 20.0 | 30.0 | |
| 一般県道 | 植木河内港線 | 熊本市河内町大字岳字椎山 12番175地先から | 前 | 4.5 ～ 8.1 | 161.0 | 熊本玉名線改良に伴う取付変更 |
| | | 同所 | 後 | 13.2 ～ | 161.0 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 12番地先まで | | 76.2 | | |
| 主要地方道 | 熊本玉名線 | 熊本市河内町大字岳字鎌研<br>5番4地先から<br>同町大字岳字開田<br>173番地先まで | 前 | 4.3<br>～<br>21.9 | 1,849.0 | 単道改 |
| | | | 後 | 11.6<br>～<br>60.0 | 1,919.0 | |

２　区域を変更する期日　平成19年9月14日

---

**熊本県告示第776号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般県道 | 六嘉秋津新町線 | 上益城郡嘉島町大字井寺字古閑鶴<br>3119番1地先から<br>同町大字下六嘉字牧<br>3089番2地先まで | 27.0 | 歩道工事 |
| 一般県道 | 原植木線 | 菊池市旭志弁利字竹ノ下<br>2217番1地先から<br>同所<br>2232番3地先まで | 154.0 | 単道改 |

２　供用を開始する期日　平成19年9月14日

---

**熊本県告示第777号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般県道 | 小池竜田線 | 熊本市御領八丁目<br>132番1地先から<br>同所<br>132番1地先まで | 30.0 | 開発行為に伴う道路後退部の寄付 |

２　供用を開始する期日　平成19年9月14日

---

**熊本県告示第778号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成19年9月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般国道 | 219号 | 球磨郡球磨村大字大瀬字平野 1545番地先から 同村大字大瀬字御用瀧 1112番1地先まで | 221.4 | 地域連携国道 |

2　供用を開始する期日　平成19年9月17日

---

**熊本県告示第779号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【訪問介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 本渡市社会福祉協議会訪問介護センター<br>本渡市今釜新町3699番地 | 社会福祉法人本渡市社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 牛深市社会福祉協議会訪問介護事業所<br>牛深市牛深町122番地2 | 社会福祉法人牛深市社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 有明町社会福祉協議会訪問介護事業所<br>天草郡有明町赤崎2010番地9 | 社会福祉法人有明町社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 御所浦町社会福祉協議会在宅介護センター<br>天草郡御所浦町本郷3525番地2 | 社会福祉法人御所浦町社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 新和町社会福祉協議会訪問介護事業所<br>天草郡新和町小宮地763番地3 | 社会福祉法人新和町社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 社会福祉法人天草町社会福祉協議会<br>天草郡天草町高浜乙第721番地 | 社会福祉法人天草町社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 社会福祉法人　河浦町社会福祉協議会<br>天草郡河浦町白木河内223番地12 | 社会福祉法人河浦町社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 氷川町社協ヘルパーステーション竜北<br>八代郡氷川町島地651番地 | 社会福祉法人氷川町社会福祉協議会 | 平成18年4月30日 |
| 清風苑ヘルパーステーション<br>玉名郡和水町上板楠1697番地1 | 医療法人社団清風会 | 平成19年3月31日 |
| 玉名市社会福祉協議会岱明<br>玉名市岱明町中土1022番地 | 社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 | 平成19年3月31日 |
| 水生苑訪問介護事業所<br>阿蘇郡南阿蘇村一関1282番地 | 社会福祉法人白久寿会 | 平成19年4月1日 |
| 学研ふれあいステーションココファン熊本<br>熊本市九品寺五丁目15番15号 | 株式会社学研ココファン | 平成19年4月30日 |
| 宇城市社協在宅福祉サービスセンター<br>宇城市不知火町高良2273番地1 | 社会福祉法人宇城市社会福祉協議会 | 平成19年5月31日 |
| 佐々木整形外科ホームヘルプサービス<br>上天草市大矢野町中1314番地1 | 医療法人社団葵遙会 | 平成19年6月1日 |
| さわやかケアセンター<br>熊本市本山三丁目3番49号 | NPO法人さわやかケアセンター | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスン熊本徳王ケアセンター<br>熊本市徳王町479番地1 | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスン黒髪ケアセンター | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |

| | | |
|---|---|---|
| 熊本市黒髪六丁目27番11号 | | |
| 株式会社コムスン水前寺ケアセンター<br>熊本市水前寺一丁目22番21号 | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスンあらおケアセンター<br>荒尾市増永木本2012番地8 | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスン熊本人吉ケアセンター<br>人吉市鍛冶屋町8番3号 | 株式会社コムスン | 平成19年7月1日 |
| 株式会社コムスン芦北水俣ケアセンター<br>葦北郡芦北町芦北2593番地1 | 株式会社コムスン | 平成19年7月1日 |
| くわみず病院<br>熊本市神水一丁目14番41号 | 特定医療法人芳和会 | 平成19年7月31日 |

【訪問入浴介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 本渡市社会福祉協議会訪問介護センター<br>本渡市今釜新町3699番地 | 社会福祉法人本渡市社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 牛深市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所<br>牛深市牛深町122番地2 | 社会福祉法人牛深市社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 御所浦町社会福祉協議会在宅介護センター<br>天草郡御所浦町本郷3525番地2 | 社会福祉法人御所浦町社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 新和町社会福祉協議会訪問入浴事業所<br>天草郡新和町小宮地763番地 | 社会福祉法人新和町社会福祉協議会 | 平成18年3月26日 |
| 天草市社協ヘルパーセンター新和<br>天草市新和町小宮地669番地1 | 社会福祉法人天草市社会福祉協議会 | 平成19年4月1日 |
| 宇城市社協在宅福祉サービスセンター<br>宇城市小川町江頭33番地 | 社会福祉法人宇城市社会福祉協議会 | 平成19年5月31日 |

【通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| デイサービスセンターはるかぜ<br>天草市今釜新町3413番地6 | 医療法人社団永寿会 | 平成18年11月1日 |
| デイサービスセンターさくら荘<br>上益城郡山都町野尻1026番地1 | 上益城農業協同組合 | 平成19年3月31日 |
| みのり<br>八代市郡築四番町40番地8 | 医療法人社団司会 | 平成19年4月1日 |
| おおうらさんち<br>熊本市水前寺四丁目52番44号 | 有限会社ひまわりくらぶ | 平成19年4月20日 |
| デイサービスひなたのき<br>熊本市改寄町367番地 | 有限会社ひなた | 平成19年6月30日 |

【通所リハビリテーション】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| デイケアセンターたけもと<br>熊本市清水亀井町1番26号 | 医療法人社団　杏竹堂 | 平成19年2月28日 |
| 天草セントラル病院デイケアセンター<br>天草市五和町御領9093番地 | 医療法人　一陽会 | 平成19年5月31日 |

【福祉用具貸与】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 福祉用具貸与サービス一本松荘<br>山鹿市鹿本町津袋450番地 | 社会福祉法人不動会 | 平成19年7月31日 |
| グリーンコープ生協くまもと福祉用具貸与事 | グリーンコープ生活協同組合く | 平成19年1月31日 |

| | | |
|---|---|---|
| 業所<br>熊本市新土河原二丁目1番1号 | まもと | |
| 株式会社パナランド八代<br>八代市田中西町15番8号 | 株式会社パナランド八代 | 平成19年2月28日 |
| 有限会社パナランド熊本<br>熊本市上水前寺二丁目24番26号 | 有限会社パナランド熊本 | 平成19年3月1日 |
| イスミ商事株式会社<br>人吉市九日町87番地 | イスミ商事株式会社 | 平成19年6月10日 |
| 合資会社電化プラザナカヤ<br>宇城市松橋町松橋820番地2 | 合資会社電化プラザナカヤ | 平成19年6月12日 |

【特定福祉用具販売】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事 業 者 名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| グリーンコープ生協くまもと特定福祉用具販売事業所<br>熊本市新土河原二丁目1番1号 | グリーンコープ生活協同組合くまもと | 平成19年1月31日 |

---

**熊本県告示第780号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成19年9月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅介護支援】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事 業 者 名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 八代市社協さわやか千丁<br>八代市千丁町新牟田1433番地 | 社会福祉法人八代市社会福祉協議会 | 平成19年3月31日 |
| 天草訪問看護ステーション指定居宅介護支援事業所<br>天草市五和町御領9093番地 | 医療法人一陽会 | 平成19年3月31日 |
| 宇城市社協在宅福祉サービスセンター<br>宇城市不知火町高良2273番地1 | 社会福祉法人宇城市社会福祉協議会 | 平成19年5月31日 |
| ライフケアサポートふかみ<br>水俣市大園町一丁目4番5号 | 医療法人深水医院 | 平成19年6月30日 |
| 居宅介護支援事業所八代のぞみ<br>八代市松江町527番地2 | 有限会社のぞみ | 平成19年7月1日 |
| 株式会社コムスン芦北水俣ケアセンター<br>芦北郡芦北町大字芦北2593番地1 | 株式会社コムスン | 平成19年7月1日 |

---

**熊本県告示第781号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により指定介護予防サービス事業所の廃止の届出があった。

平成19年9月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事 業 者 名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 氷川町社協ヘルパーステーション竜北<br>八代郡氷川町島地651番地 | 社会福祉法人氷川町社会福祉協議会 | 平成18年4月30日 |
| 清風苑ヘルパーステーション<br>玉名郡和水町上板楠1697番地1 | 医療法人社団清風会 | 平成19年3月31日 |
| 玉名市社会福祉協議会岱明<br>玉名市岱明町中土1022番地 | 社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 | 平成19年3月31日 |
| 水生苑訪問介護事業所 | 社会福祉法人白久寿会 | 平成19年4月1日 |

| | | |
|---|---|---|
| 阿蘇郡南阿蘇村一関1282番地 | | |
| 学研ふれあいステーションココファン熊本<br>熊本市九品寺五丁目15番15号 | 株式会社学研ココファン | 平成19年4月30日 |
| 宇城市社協在宅福祉サービスセンター<br>宇城市不知火町高良2273番地1 | 社会福祉法人宇城市社会福祉協議会 | 平成19年5月31日 |
| 佐々木整形外科ホームヘルプサービス<br>上天草市大矢野町中1314番地1 | 医療法人社団葵遙会 | 平成19年6月1日 |
| さわやかケアセンター<br>熊本市本山三丁目3番49号 | NPO法人さわやかケアセンター | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスン熊本徳王ケアセンター<br>熊本市徳王町479番地1 | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスン黒髪ケアセンター<br>熊本市黒髪六丁目27番11号 | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスン水前寺ケアセンター<br>熊本市水前寺一丁目22番21号 | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスンあらおケアセンター<br>荒尾市増永木本2012番地8 | 株式会社コムスン | 平成19年6月1日 |
| 株式会社コムスン熊本人吉ケアセンター<br>人吉市鍛冶屋町8番3号 | 株式会社コムスン | 平成19年7月1日 |
| 株式会社コムスン芦北水俣ケアセンター<br>葦北郡芦北町芦北2593番地1 | 株式会社コムスン | 平成19年7月1日 |
| くわみず病院<br>熊本市神水一丁目14番41号 | 特定医療法人芳和会 | 平成19年7月31日 |

【介護予防訪問入浴介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 天草市社協ヘルパーセンター新和<br>天草市新和町小宮地669番地1 | 社会福祉法人天草市社会福祉協議会 | 平成19年4月1日 |
| 宇城市社協在宅福祉サービスセンター<br>宇城市小川町江頭33番地 | 社会福祉法人宇城市社会福祉協議会 | 平成19年5月31日 |

【介護予防通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| デイサービスセンターはるかぜ<br>天草市今釜新町3413番地6 | 医療法人社団永寿会 | 平成18年11月1日 |
| デイサービスセンターさくら荘<br>上益城郡山都町野尻1026番地1 | 上益城農業協同組合 | 平成19年3月31日 |
| みのり<br>八代市郡築四番町40番地8 | 医療法人社団司会 | 平成19年4月1日 |
| おおうらさんち<br>熊本市水前寺四丁目52番44号 | 有限会社ひまわりくらぶ | 平成19年4月20日 |
| デイサービスひなたのき<br>熊本市改寄町367番地 | 有限会社ひなた | 平成19年6月30日 |

【介護予防通所リハビリテーション】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| デイケアセンターたけもと<br>熊本市清水亀井町1番26号 | 医療法人社団　杏竹堂 | 平成19年2月28日 |
| 天草セントラル病院デイケアセンター<br>天草市五和町御領9093番地 | 医療法人　一陽会 | 平成19年5月31日 |

【介護予防福祉用具貸与】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事　業　者　名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 福祉用具貸与サービス一本松荘<br>山鹿市鹿本町津袋450番地 | 社会福祉法人不動会 | 平成19年7月31日 |
| グリーンコープ生協くまもと福祉用具貸与事業所<br>熊本市新土河原二丁目1番1号 | グリーンコープ生活協同組合くまもと | 平成19年2月1日 |

【特定介護予防福祉用具販売】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事 業 者 名 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| グリーンコープ生協くまもと特定福祉用具販売事業所<br>熊本市新土河原二丁目1番1号 | グリーンコープ生活協同組合くまもと | 平成19年1月31日 |

---

**熊本県告示第782号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年9月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字庵ノ迫4294、4296の1，4298，字尾名瀬3691の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1） 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾名瀬3691の1・字庵ノ迫4296の1・4298（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

**熊本県公告第753号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成19年9月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ田崎店
熊本市田崎二丁目340番23

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 1,306平方メートル
廃止後 999平方メートル

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1千平方メートル以下となる日
平成19年8月29日

4 廃止する理由
増床計画の中止のため

5 届出年月日
平成19年8月30日

---

**熊本県公告第754号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成19年4月6日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成19年9月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　HI ヒロセ田崎店
　熊本市上代一丁目 557 番ほか
２　市町村意見の概要
　意見なし
３　意見書の縦覧場所及び縦覧期間
　熊本県商工観光労働部商工政策課
　平成 19 年 9 月 14 日から平成 19 年 10 月 14 日まで

---

**熊本県公告第 755 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 4 月 18 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により菊陽町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 14 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　DIY ホームセンターハンズマン菊陽店　本棟
　菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2764 番 2 ほか
２　市町村意見の概要
（１）災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資と緊急時における提供を行うための協定等について菊陽町との協議を持っていただきたい。
（２）国道 57 号線から駐車場への出入りする際の交通渋滞、更には事故が懸念されるため、それに関する対策を十分取っていただきたい。
（３）周辺地域への騒音対策として来店者等に対して表示板等による必要不可欠な場合を除くアイドリング防止やクラクション、空ふかし等を行わないこと等を促していただくと同時に、同店舗においても、BGM や営業宣伝を行う場合は、周辺住民等にとって受忍を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
（４）ネオン等、光に対しても周辺住民の受忍の範囲内での営業をお願いしたい。また、菊陽町上空は、航空機の空路になっているため、ネオン等により、運行の妨げのならないようにしていただきたい。
（５）駐車場利用制限帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮をお願いしたい。また、本棟と別棟の間に建設予定の道路ではお客の往来が予想され、特に、注意を払いお客の安全を確保していただきたい。
（６）求人に関してはできる限り地元菊陽町からの採用をお願いしたい。
３　意見書の縦覧場所及び縦覧期間
　熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
　平成 19 年 9 月 14 日から平成 19 年 10 月 14 日まで

---

**熊本県公告第 756 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 4 月 18 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により菊陽町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 14 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　DIY ホームセンターハンズマン菊陽店　別棟
　菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2764 番 1 ほか
２　市町村意見の概要
（１）災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資と緊急時における提供を行うための協定等について菊陽町との協議を持っていただきたい。
（２）国道 57 号線から駐車場への出入りする際の交通渋滞、更には事故が懸念されるため、それに関する対策を十分取っていただきたい。
（３）周辺地域への騒音対策として来店者等に対して表示板等による必要不可欠な場合を除くアイドリング防止やクラクション、空ふかし等を行わないこと等を促していただくと同時に、同店舗においても、BGM や営業宣伝を行う場合は、周辺住民等にとって受忍を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
（４）ネオン等、光に対しても周辺住民の受忍の範囲内での営業をお願いしたい。また、菊陽町上空は、航空機の空路になっているため、ネオン等により、運行の妨げのならないようにしていただきたい。
（５）駐車場利用制限帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮をお願いしたい。また、本棟と別棟の間に建設予定の道路ではお客の往来が予想され、特に、注意を払いお客の安全を確保していただきたい。

（６） 求人に関してはできる限り地元菊陽町からの採用をお願いしたい。
３ 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成19年9月14日から平成19年10月14日まで

---

**熊本県公告第757号**

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条の規定により、平成19年度熊本県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成19年9月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

１ 試験日時及び場所
（１） 日時 平成19年11月14日（水）
午前10時から正午まで（午前9時30分までに受験票筆記用具持参のうえ試験場に入場すること。）
（２） 場所 熊本県庁新館8階 803会議室 熊本市水前寺六丁目18番1号
２ 試験科目
（１） 衛生法規
（２） 公衆衛生学
（３） 食品学
（４） 栄養学
（５） 食品衛生学
（６） 製菓理論及び実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択）
ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、上記試験科目のうち「製菓理論及び実技」を免除する。
３ 受験資格
（１） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
（２） 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
（３） 法の施行の日（昭和41年12月26日）において、現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法施行の日において3年を超えている者又は法施行の日の後3年を超えるに至ったもの
（４） 旧国民学校（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの。ただし、菓子製造業とは食品衛生法施行令第35条第3号に掲げる営業であること。また、専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している者は菓子製造業に従事しているとは認められないこととする。その他、パートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者でも、原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合には菓子製造業務に従事している者と認める。
４ 受験手続
（１） 願書の配布
各保健所で配布する。ただし、県外に居住する者にあっては郵送での配布を行う。その場合、あて先を明記し、90円切手を貼った返信用封筒（縦23.5㎝、横12㎝）を同封して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）まで請求すること。
なお、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書きすること。
（２） 願書受付期間
ア 平成19年10月9日（火）から同年10月19日（金）までとする。
イ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分（熊本市保健所にあっては午後5時15分）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
ウ 郵便による受験申し込みは、平成19年10月19日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
（３） 願書提出先
ア 受験志願者は、住所地を管轄する保健所に願書を提出すること。
イ 県外に居住する者にあっては、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に提出すること。
ただし、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きすること。
（４） 提出書類等
ア 受験願書（第4号様式） 1部
イ 菓子製造業従事証明書 1部
（前記3の受験資格の（１）に該当する者を除く。）
ウ 菓子製造技能検定合格書の写し 1部
（試験科目を免除される者に限る。）

エ　最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又はそれらの写し　1部
（前記3の受験資格の（３）に該当する者を除く。）
オ　写真　1枚
（製菓衛生師受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6㎝、横2.4㎝のものに限る。）
（５）受験手数料　9,700円
受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。
（６）受験票の交付
受験票は受験願書の受付後、試験前日までに交付する。
５　合格発表及び合格証書の交付
（１）合格者の発表は、平成19年11月27日（火）午前10時に県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
（２）試験に合格した者に対しては、郵送により合格証書を交付する。
６　その他
（１）願書の請求及び受験についての問い合わせ先
熊本県健康危機管理課　096-333-2247（直通）
有明保健所衛生環境課　0968-72-2184
山鹿保健所衛生環境課　0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課　0968-25-4155
阿蘇保健所衛生環境課　0967-32-0535
御船保健所衛生環境課　096-282-0016
宇城保健所衛生環境課　0964-32-0598
八代保健所衛生環境課　0965-32-6121
水俣保健所衛生環境課　0966-63-4104
人吉保健所衛生環境課　0966-22-3107
天草保健所衛生環境課　0969-23-0172
熊本市保健所食品保健課　096-364-3188
（２）試験科目の得点及び合計得点の開示
ア　開示請求先
開示を希望する受験者に対して、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した本人に開示する。
イ　開示期間
合格発表の日から1か月間（平成19年11月27日（火）から同年12月26日（水）まで）とする。
なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、初日は午前10時以降とする。

---

**熊本県公告第758号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成19年9月14日

熊本県知事　潮　谷　義　子

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（%） | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 更新した年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 熊本県肥第1390号 | 加工家きんふん肥料 | 発酵鶏糞 | 窒素全量：2.5<br>りん酸全量：6.0<br>加里全量：4.0 | 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。 | 有限会社コッコファーム<br>菊池市下河原2818番地 | 平成19年9月6日 |
| 熊本県肥第1337号 | 炭酸カルシウム肥料 | 炭酸カルシウム | アルカリ分：53.0 | その他制限事項は、公定規格のとおり。 | 有限会社谷脇石灰工業所<br>宇城市松橋町曲野3304-5 | 平成19年9月10日 |
| 熊本県肥第1375号 | 乾燥菌体肥料 | 乾燥菌体肥料 | 窒素全量：4.5<br>りん酸全量：1.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。 | 株式会社熊本畜産流通センター<br>菊池市七城町林原9番地 | 平成19年9月10日 |
| 第1336号 | 液状複合肥料 | アミノジュー | 水溶性りん酸 | 含有を許される有害成分の最大量及びそ | 熊本県果実農業協同組合連合会 | 平成19年9月10日 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | シーエース | ：4.5<br>水溶性加里<br>：4.0 | の他の制限事項は、公定規格のとおり。 | 熊本市小山町 1846 | |

---

**熊本県公告第 759 号**

平成 19 年 5 月 16 日熊本県公告第 443 号（平成 19 年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改め、平成 19 年 9 月 14 日から適用する。

平成 19 年 9 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査地域名の欄中

「大字宮原の一部」を「大字宮原及び下城の各一部」に、「大字告、天月、白木、白石及び籔瀬の各一部」を「大字告、白石及び籔瀬の全部並びに大字天月及び白木の各一部」に改める。

---

**熊本県公告第 760 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

１ 競争入札に付する事項

（１） 調達物品及び数量

蛍光 X 線分析回析装置 1 式

（２） 調達物品の規格及び品質等

入札説明書のとおり

（３） 納入期限

平成 20 年 2 月 29 日（金）

（４） 納入場所

天草空港保安検査場

（５） 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難い場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

（６） 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

２ 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

（１） 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

（２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

（３） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

（４） 6 の（３）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

（５） 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県地域振興部交通対策総室へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

３ 入札参加資格を得るための申請方法等

（１） 申請の方法

2 の（１）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するも

のは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の（２）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（２）　入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話　096-333-2581（ダイヤルイン）

（３）　入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年9月14日（金）から平成19年10月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

（４）　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

（５）　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成21年9月30日までとする。

（６）　有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成21年7月1日から平成21年7月31日まで行う。

４　競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2の（５）に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

（１）　提出期間
平成19年9月14日（金）から平成19年10月12日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。

（２）　提出場所
5に記載のとおり

（３）　提出方法
5に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、（４）の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。

（４）　提出書類
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　2の（５）を証明する書類（仕様適合証明書）

（５）　入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

５　契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号　862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話　096-333-2580（ダイヤルイン）

６　入札手続等

（１）　入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり

（２）　入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア　交付期間
平成19年9月14日（金）から平成19年10月12日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ　交付場所
5に記載のとおり

（３）　入札及び開札の日時・場所
ア　電子入札システムによる入札
4の（５）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前9時～午後5時）により入札すること。
入札書受付締切日時　平成19年10月18日（木）午後4時
イ　紙入札方式による入札
日　時　平成19年10月19日（金）午前10時から
場　所　熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
ウ　開札の日時及び場所
上記イに同じ。

（４）　入札書の提出方法
ア　電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6の（３）のアの日時までに電子入札シ

ステムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6の（３）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年10月18日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
7 その他
（１） 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
（２） 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入のない入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
（３） 入札保証金
免除する。
（４） 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（５） 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
（６） 最低制限価格
設定しない。
（７） 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
（８） その他詳細は、入札説明書による。

---

**熊本県公告第761号**

球磨郡錦町錦町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成19年9月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|---|---|---|
| 退任 | | |
| 理事 | 尾 方 幸 治 | 球磨郡錦町大字西813番地1 |
| 〃 | 丁 村 良 一 | 球磨郡錦町大字西3153番地 |
| 〃 | 平 田 重 行 | 球磨郡錦町大字西2788番地1 |
| 〃 | 松 崎 雄 一 | 球磨郡錦町大字一武756番地4 |
| 〃 | 川 村 司 | 球磨郡錦町大字木上南1024番地 |
| 〃 | 植 木 健 一 | 球磨郡錦町大字木上西1838番地 |
| 〃 | 蓑 田 喜徳郎 | 球磨郡錦町大字木上東704番地 |

| | | |
|---|---|---|
| 〃 | 古賀征幸 | 球磨郡錦町大字木上東934番地 |
| 〃 | 樫山　保 | 球磨郡あさぎり町深田西722番地 |
| 〃 | 土肥静幸 | 球磨郡錦町大字木上南1198番地7 |
| 〃 | 宮崎伸幸 | 球磨郡錦町大字一武864番地 |
| 〃 | 大澤清弘 | 球磨郡錦町大字一武541番地2 |
| 〃 | 浜川栄喜 | 球磨郡錦町大字一武843番地 |
| 〃 | 林田益義 | 球磨郡錦町大字一武3346番地1 |
| 〃 | 桑原繁典 | 球磨郡錦町大字一武4018番地 |
| 〃 | 佐無田　森 | 球磨郡錦町大字一武3879番地 |
| 〃 | 尾里秀俊 | 球磨郡錦町大字一武3424番地 |
| 監事 | 中村哲郎 | 球磨郡錦町大字木上南913番地 |
| 〃 | 桑原勝幸 | 球磨郡あさぎり町深田東2386番地 |
| 〃 | 早田良一郎 | 球磨郡錦町大字一武843番地2 |
| 就任 | | |
| 理事 | 尾方幸治 | 球磨郡錦町大字西813番地1 |
| 〃 | 丁村良一 | 球磨郡錦町大字西3153番地 |
| 〃 | 大石　萬 | 球磨郡錦町大字西1798番地2 |
| 〃 | 松崎雄一 | 球磨郡錦町大字一武756番地4 |
| 〃 | 深江重晴 | 球磨郡錦町大字木上南1049番地 |
| 〃 | 蓑田清春 | 球磨郡錦町大字木上東593番地 |
| 〃 | 中村隼人 | 球磨郡錦町大字木上北1585番地 |
| 〃 | 佐藤一臣 | 球磨郡錦町大字木上西1584番地1 |
| 〃 | 樫山　保 | 球磨郡あさぎり町深田西722番地 |
| 〃 | 土肥静幸 | 球磨郡錦町大字木上南1198番地7 |
| 〃 | 宮崎伸幸 | 球磨郡錦町大字一武864番地 |
| 〃 | 浜川栄喜 | 球磨郡錦町大字一武843番地 |
| 〃 | 福本隆則 | 球磨郡錦町大字一武1783番地 |
| 〃 | 桑原繁典 | 球磨郡錦町大字一武4018番地 |
| 〃 | 尾里秀俊 | 球磨郡錦町大字一武3424番地 |
| 〃 | 中村宣弘 | 球磨郡錦町大字一武3862番地 |
| 〃 | 田山裕明 | 球磨郡錦町大字一武3152番地1 |
| 〃 | 別府勝征 | 球磨郡あさぎり町須恵6905番地1 |
| 監事 | 川原　計 | 球磨郡錦町大字西1510番地 |
| 〃 | 田山元見 | 球磨郡あさぎり町深田東2390番地 |
| 〃 | 佐無田　森 | 球磨郡錦町大字一武3879番地 |

## 正　誤

平成19年6月27日付け熊本県公報第11567号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|---|---|---|---|
| 7 | 56 | 熊本県公告第579号の2 | 熊本県公告第580号 |

発行所　熊　　本　　県
熊本市国府4丁目10－18

平成19年9月14日印刷
印刷所　秀　　巧　　社

平成19年9月14日発行
電話（代）096－286－2221番

古紙配合率100%